

○最低制限価格と低入札調査基準価格及び失格基準価格について

低入札要綱：知立市低入札価格調査等実施要綱
 一般競争要綱：知立市建設工事等一般競争入札実施要綱

※ 建設工事と工事関係委託の入札について、地方自治法施行令に規定する落札者の決定方法によって決まる (低入札要綱第1条)

「建設工事」とは

建設業法第2条第1項に規定する建設工事

(例：土木一式工事、建築一式工事、管工事、水道施設工事、舗装工事、電気工事、電気通信工事など28種)

「工事関係委託」とは

測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務
 (低入札要綱第2条)

※ 最低制限価格の対象工事 → 最低制限価格制度 (地方自治法施行令167条の10第2項)

「建設工事」・・・設計金額130万円超 } 一般競争入札の対象工事と同じ
 「工事関係委託」・・・設計金額500万円超 } (一般競争要綱：第3条)

※ 低入札調査基準価格の対象工事 → 低入札価格調査制度 (会計法29条の6、予決令85条)

「建設工事」は次のいずれか

- ア. 国庫又は県費補助による補助金、負担金等の交付対象
- イ. 設計金額が3,000万円以上
- ウ. 総合評価落札方式

「工事関係委託」は次のいずれか

- ア. 国庫又は県費補助による補助金、負担金等の交付対象
- イ. 設計金額が1,000万円以上

(低入札要綱第3条)

低入札調査基準価格(低入札要綱第4条) = 最低制限価格(低入札要綱第10条)

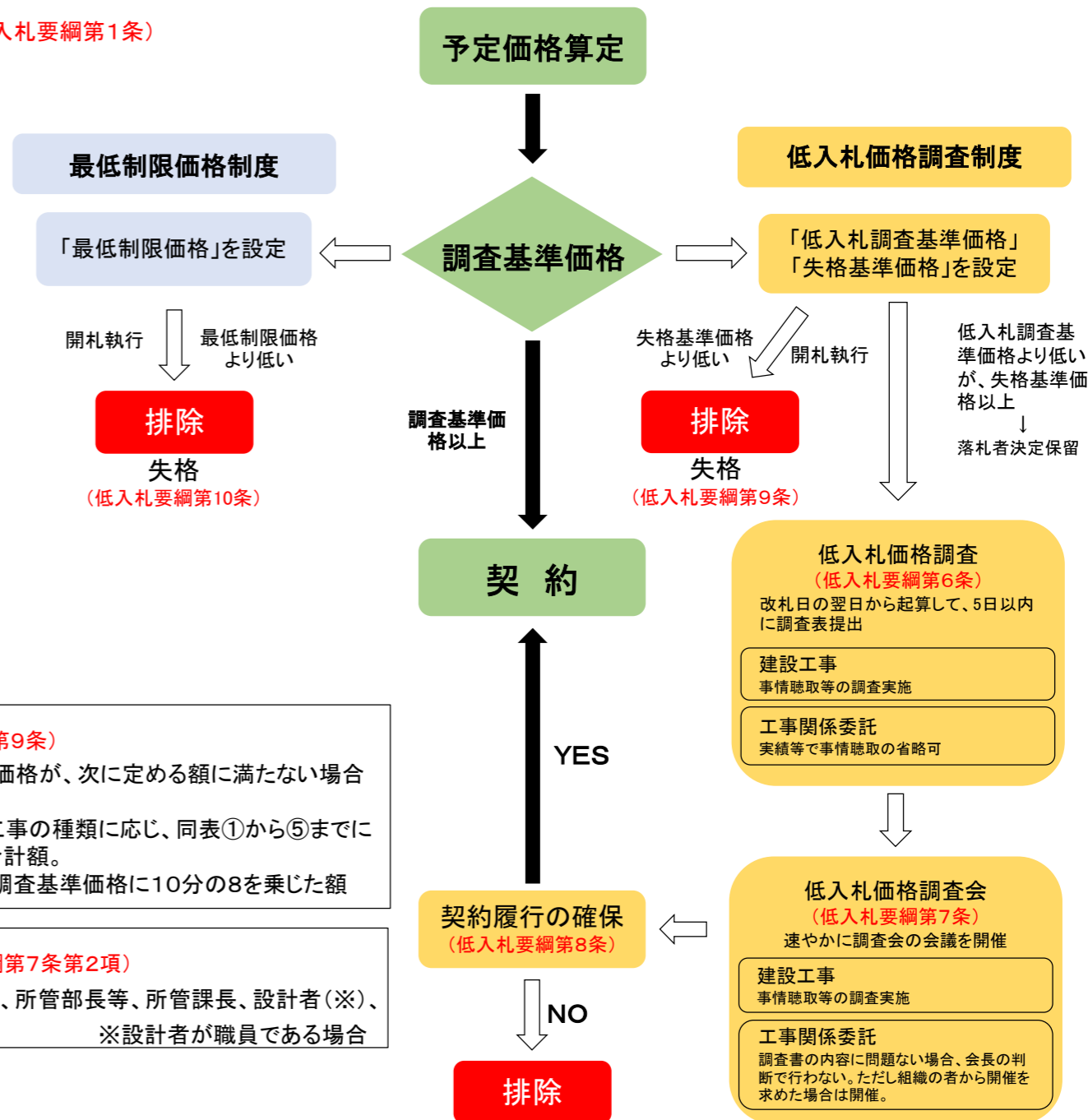
- 次の各々で定める額(1,000円未満は端数を切り捨てた額)とする。ただし、税抜き予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内とする。
 「建設工事」・・・別表第1の工事の種類に応じ、同表①から⑤までに掲げる額の合計額。
 「工事関係委託」・・・別表第2の業務区分に応じ、同表①から④までに掲げる額の合計額。
 ただし、複数の業務区分を含む場合は業務区分ごとに同表①から④までに掲げる額の合計した額の合計額。
- 必要があると認められる場合、低入札調査基準価格を予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で設定可。
- 「建設工事」の算定においては、予定価格の算定の基礎となった積算上の各項目を、愛知県建設部積算基準及び歩掛表に定める工種別工事費内訳分類表に基づき算定。

失格基準価格(低入札要綱第9条)

- 最低価格入札者等の入札価格が、次に定める額に満たない場合は、失格とする。
 「建設工事」・・・別表第3の工事の種類に応じ、同表①から⑤までに掲げる額の合計額。
 「工事関係委託」・・・低入札調査基準価格に10分の8を乗じた額

調査会の組織(低入札要綱第7条第2項)

契約担当部長、契約担当課長、所管部長等、所管課長、設計者(※)、設計者の所属の課長
 ※設計者が職員である場合



別表第1 (第4条関係)

工事の種類	①	②	③	④	⑤
土木工事積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事	機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

別表第2 (第4条関係)

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	
設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
地質調査業務	地質調査業務(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務(解析)費計の額に10分の7.5を乗じて得た額	地質調査業務(一般)の内、諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

別表第3 (第9条関係)

工事の種類	①	②	③	④	⑤
土木工事積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事	機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額